三浦とし子さんの公務災害認定裁判の公正な判決を求める要請署名

板橋区の保育園用務職員の三浦とし子さんは、2005 年（平成 17 年）11 月、保育園の樹木の剪定・伐採作業で両手を損傷し、「両手母指ＣＭ関節症」と診断されました。母指ＣＭ関節は、手の親指の付け根の関節です。

三浦さんは、被災した後も手の痛みを我慢し、痛み止めの注射を打ちながら発症前と変わらない質と量の仕事をこなし続けた結果、症状は次第に悪化し、被災から２年半後の 2008 年（平成 20 年）の５月と８月、両手母指ＣＭ関節の骨を切除する手術を受けるに至りました。手術後、激痛は無くなりましたが、両手の親指の機能を失い、病気休暇・病気休職を経て、2011 年（平成 23 年）11 月、職場に復帰したものの、不自由な手のため以前のような仕事はできなくなってしまいました。

三浦さんは、公務災害の認定を申請し、2013 年（平成 25 年）8 月、審査請求で「急性症状に限って」とした公務上の災害として認定されましたが、「仕事が原因で長い間病気で苦しみ続けたのに、たった２か月か３か月間しか補償が認められないのは納得できない」と、再審査請求を提出しましたが、2014 年（平成 26 年）12 月、再審査請求は棄却されてしまいました。

また、医療費の補償についても、公務災害として認定された期間ですら「書類不備」の理由で支給されず、重ねて不当な扱いを受けています。

裁判所におかれましては、三浦さんの全面的な公務災害認定を認めていただくよう、お願いいたします。

2016 年　月　日

東京地方裁判所　御中

氏　　名	住　　所